

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約 概要

消費者の高級志向、本物志向、健康志向が高まるにつれて、ハム・ソーセージ類に「熟成」、「〇〇産豚肉使用」などと、製品の特徴を強調する表示が目立つようになってきました。しかし、これらの用語については定義を明確にしなければ、消費者に誤認を与えるおそれがあります。

そこで、ハム・ソーセージ類の業界では、表示の適正化を図るために、公正取引委員会の認定を受けて、1992(平成4)年に業界の自主的なルールを設定致しました。これが「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」です。

○公正競争規約とは

「不当景品類及び不当表示防止法」第12条の規定に基づき、事業者または事業者団体が、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて、景品（景品規約）または表示（表示規約）に関する事項について自主的に設定する業界のルールのことです。表示規約の目的は、商品の定義を明確にし表示の基準などを設けることにより、消費者の正しい選択を保護するとともに、不当な表示によって顧客を誘引することを防止して、業界の公正な競争を確保することにあります。本規約は業界の自主規制機関である「ハム・ソーセージ類公正取引協議会」によって運営されます。

○公正取引協議会の会員

ハム・ソーセージ類公正取引協議会の会員資格は、「ハム・ソーセージ類を製造して販売する事業者、ハム・ソーセージ類に自己の商標若しくは名称を表示して販売する事業者並びに輸入して販売する事業者」となっています。

公正競争規約は公正取引協議会の会員に適用されますが、非会員（アウトサイダー）に対しては消費者庁及び公正取引委員会や都道府県により、公正競争規約のルールを参考として法の規制が直接及びます。

○他の法令とのかかわり

ハム・ソーセージ類には、JAS法に基づく品質表示基準、食品衛生法、健康増進法、計量法などで表示のルールが定められています。公正競争規約ではこれらとの整合性をはかる形で表示のルールが決められています。

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約 及び施行規則解説

1. 目的（規約第1条関係）

この規約は、不当景品類及び不当表示防止法に基づいてハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることによって、不当に顧客を誘引することを防止し、一般消費者が迷うことなく正しい商品選択ができるように適正な表示を行うことを目的としています。従って、製品の品質と表示事項が一致していれば不当表示と判定される心配はありません。

2. 対象品目（規約第2条、施行規則第1条関係）

この規約の対象品目及び定義は、施行規則第1条の別表に定められています。

1つは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS）に基づくハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ類、混合ソーセージ類、ベーコン類です。それからもう1つはJASに基づくものではありませんが、一般に流通販売されている無塩せきハム、無塩せきベーコン、焼豚、煮豚、蒸豚、チョップドハム、ジャーキーです。そしてなおかつ容器又は包装に密封されたものを対象品目としていますが、食品缶詰は除かれます。

3. 対象事業者（規約第2条第2項関係）

この規約で言う事業者とは、

- ①ハム・ソーセージ類を製造する者、
- ②自己の商標や名称を表示して販売する者
- ③輸入して販売する輸入業者、

を対象としており、ただ単に販売する者は含まれません。

4. 対象となる表示（規約第2条第3項関係）

この規約でいう表示とは、製品の包装容器の表示だけではなくて、各種広告による表示手段がありますので、一般的に考えられる見本、パンフレット、ダイレクトメール、ポスター、看板、アドバルーン、新聞、雑誌、放送、インターネット、口頭等の広告などあらゆる表示がこの規約で規制されることになります。

5. 必要表示事項（規約第3条、施行規則第2条関係）

容器又は包装の見やすい場所に邦文で次の事項を明瞭に表示しなければなら

ないこととされています。加工食品品質表示基準にもある一括表示事項は、加工食品品質表示基準の規定に従い表示します。

- ・名称…「名称」(又は「品名」)の文字のあとに「ロースハム」等と表示する。
- ・食品添加物を含めた原材料名…使用量の多い順に記載する。

ただし、個別品質表示基準が定められているベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、混合プレスハム及び混合ソーセージ類の原材料表示の方法は個別品質表示基準に従います。個別品質表示基準に定める原材料名の表示方法の概要は次のとおりです。

ベーコン類：

- ①原料肉は、ベーコンにあっては「豚ばら肉」と記載する。
- ②香辛料にあっては「香辛料」と、その他のものはその最も一般的な名称を記載する。
- ③食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定に従い表示するが、栄養強化の目的で使用される食品添加物はこの規定にかかわらず他の食品と同様に記載する。

ハム類：

- ①原料肉は、ロースハムにあっては「豚ロース肉」と記載する。
- ②「食塩」、「砂糖」、「香辛料」などと、その最も一般的な名称を記載する。
- ③使用した糖類が2種類以上の場合は、「糖類（砂糖、水あめ）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ④食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定に従い表示するが、栄養強化の目的で使用される食品添加物はこの規定にかかわらず他の食品添加物と同様に記載する。

プレスハム：

- ①肉塊は「肉塊（豚肉、牛肉）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ②つなぎは「つなぎ（豚肉、牛肉、でん粉、植物性たん白）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ③でん粉、小麦粉及びコーンミールの含有率が3%を超える場合は「つなぎ（豚肉、牛肉、でん粉、植物性たん白、でん粉含有率5%）」と記載する。
- ④肉塊、つなぎ及び食品添加物以外の原材料は、香辛料は「香辛料」と、その他のものはその最も一般的な名称を記載する。
- ⑤食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定に従い表示するが、栄養強化の目的で使用される食品添加物はこの規定にかかわらず他の食品添加物と同様に記載する。

ソーセージ：

- ①「豚肉」、「グリーンピース」、「豚脂肪」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「香辛料」などと、その最も一般的な名称を記載する。
- ②使用した畜肉、種もの、結着材料が2種類以上の場合は、「畜肉（豚肉、牛肉）」、「種もの（グリーンピース、パプリカ）」、「結着材料（でん粉、小麦粉）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ③レバーソーセージ、レバーペーストに使用する肝臓は「肝臓（豚、牛）」と家畜等別の種類名を重量の割合の多いものから順に併記する。肝臓が1種類の場合は「豚肝臓」などと記載する。
- ④魚肉は1種類であっても「魚肉（たら）」と記載する。
- ⑤食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定に従い表示するが、栄養強化の目的で使用される食品添加物はこの規定にかかわらず他の食品添加物と同様に記載する。

混合プレスハム：

- ①肉塊は「肉塊（豚肉、牛肉）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ②つなぎは「つなぎ（豚肉、牛肉、でん粉、植物性たん白）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ③でん粉、小麦粉及びコーンミールの含有率が3%を超える場合は「つなぎ（豚肉、牛肉、でん粉、植物性たん白、でん粉含有率5%）」と記載する。
- ④肉塊、つなぎ及び食品添加物以外の原材料は、香辛料は「香辛料」と、その他のものはその最も一般的な名称を記載する。
- ⑤食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定に従い表示するが、栄養強化の目的で使用される食品添加物はこの規定にかかわらず他の食品と同様に記載する。

混合ソーセージ：

- ①「豚肉」、「グリーンピース」、「豚脂肪」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「香辛料」などと、その最も一般的な名称を記載する。
- ②使用した畜肉、種もの、結着材料が2種類以上の場合は、「畜肉（豚肉、牛肉）」、「種もの（グリーンピース、パプリカ）」、「結着材料（でん粉、小麦粉）」と重量の割合の多いものから順に記載する。
- ③魚肉は1種類であっても「魚肉（たら）」と記載する。
- ④食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定に従い表示するが、栄養強化の目的で使用される食品添加物はこの規定にかかわらず他の食品添加物と同様に記載する。

・内容量…内容量は、その文字の後に g（グラム）、kg（キログラム）で表示しま

す。

・賞味期限又は消費期限

表示の方法は、「食品衛生法に基づく表示について」(平成21年9月17日消食表第8号各都道府県知事・各保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛消費者庁次長通知)に次のように示されていますので、これに従って表示します。

| |
|--|
| <p>食品衛生法に基づく表示について 〔別添1〕食品衛生法施行規則に基づく表示指導要領 2 各記載事項 (2) 消費期限又は賞味期限の表示 ① 消費期限又は賞味期限(以下「期限」という。)である旨の文字を冠したその年月日の表示(以下「期限表示」という。)は、当該期限であることが明らかに判るように、年月日の前に当該期限である旨の文字を記載する。 ただし、この表示が困難と認められる場合には、当該期限である旨の文字を年月日の上下若しくは後ろ等に近接して記載し、又は「消費期限〇〇に記載」等記載箇所を指定する方法で、年月日を単独で記載しても差し支えない。なお、年月日を単独で記載する場合においては、特に当該年月日の前後又は上下に期限表示以外の日付を併記するなどの期限表示を不明確にする表示は行ってはならない。(後段省略) ② 期限表示は、「消費期限 平成21年9月1日」、「賞味期限 21.9.1」、「消費期限 21.09.01」、「賞味期限 2009年9月1日」、「消費期限 09.4.1」、「賞味期限 09.04.01」のように記載すること。ただし、これらの表示が困難と認められる場合は「消費期限 210901」、「賞味期限 090901」と年、月、日をそれぞれ2桁(西暦年の場合は末尾2桁)とする6桁で記載しても差し支えない。 ③ (省略) ④ ロット番号、工場記号、その他の記号を期限表示に併記する場合にあっては、次の例に示すように期限表示が明らかに判るように記載することとし、期限表示について「950401」と年、月、日をそれぞれ2桁とする6桁での記載を行いつつ、ロット番号「A63」を併記するなどのように期限表示を不明確にする表示は行ってはならない。 (例) 「消費期限 平成21年9月1日A63」 「賞味期限 21.09.01 LOT A63」 「賞味期限 09.9.1/A63」 ⑤ 製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合であって、賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示をもってその年月日の表示に代えるときは、その日の属する月の前月の年月を表示する。ただし、賞味期限が月の末日である場合においては、この限りではない。 (例) 年月日を表示する場合 「賞味期限 21.9.10」 「賞味期限 21.9.30」 年月の表示をもってその年月日の表示に代える場合 「賞味期限 平成21年8月」 「賞味期限 平成21年9月」</p> |
|--|

・事業者名及び住所

- ・ 保存方法
- ・ 輸入品にあつては、原産国名
- ・ 施行規則第2条第8号に定めたプレスハム、混合プレスハム、チョップドハム、ソーセージ類にはでん粉含有率（加工でん粉を含む）を、加圧加熱殺菌したソーセージについては殺菌方法を表示することを義務付けています。
なお、記載方法については、施行規則第2条に詳細に規定しておりますが、「食品衛生法」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」による基準に従って定められております。

6. 原産国について誤認されるおそれがある国産品の表示（規約第3条第2項、施行規則第2条第4項関係）

国産品であるにもかかわらず、外国の製品であると誤認させるおそれのある表示の製品については、必ず「国産」である旨を主要部分に表示することとされています。この場合の主要部分とは、商品名などが書かれている商品の表の部分を言います。なお、裏側の一括表示の部分は主要部分とはみなされておられません。

「国産」である旨の表示には「国産」、「日本製」、「日本で製造した製品です。」などの表現があります。

例えば和文によるか、外国文字によるかにかかわらず、外国の国名、地名が表示されている場合とか、外国の国旗、紋章等がデザインの一部として用いられている場合には、国産品である旨表示することになります。外国の国名、地名を用いた例として、カナディアンベーコン、チューリンガーなどがあります。ただし、ウインナー、フランクフルト、ポロニアなども地名を用いたソーセージですが、これは品質表示基準で定義が定めてあるので、国産である旨書く必要はありませんが、アルファベットで書くと国産である旨書く必要があります。

国旗をデザインとしてあしらった例として、ドイツ国旗の黒、赤、黄色やフランス国旗の赤、白、青を帯状に包装容器に入れているものがあります。

また日本の事業者の名称等の表示で外国の事業者の名称等の表示と紛らわしい表示がされている場合とか、商品名、事業者等の表示の主要部分が外国の文字で表示されている場合等にも国産品であることを表示することになります。よくある例として、製品名、会社名をアルファベットで書いたものがありますが、会社名が日本の会社と思われるものであっても、この場合は「国産」等と書くことになります。したがって国産品であることがわかるように会社名は日本語で書くのが良いわけですが、ただ会社名が外国の事業者と紛らわしい会社名の場合はやはり「国産」である旨書いた方が無難です。

7. 特定事項の表示基準（規約第4条、施行規則第3条関係）

特定表示事項については、現在なされている表示のうち、特に消費者に誤認を与えおそれのあるものについて基準が定められています。

(1) 原料肉を強調する表示

「オール〇〇肉」という場合、例えば「オールポーク」という表示をする場合には施行規則第3条第1号に定められているように、豚肉だけを原料肉に使用し、かつ、結着材料（でん粉、大豆たん白等）、乳化安定剤を含まない場合にのみ表示することができます。

また「〇〇肉100%」は、例えば「豚肉100%」、「原料肉豚肉100%」と表示する場合は該当しますが、これも同様です。

原料肉について特定の品種、産地等の原料肉を使用している旨表示する場合、例えば「鹿児島産豚肉使用」と表示する場合は、施行規則第3条第2号に定められているように、製品全体に占める使用割合が50%を超えるものに限り表示でき、同時にその使用割合を併記しなければならないこととされています。

「黒豚使用」という場合の黒豚は「食肉小売品質基準」（農林水産省畜産局長通達）に定めるパークシャー純粋種の豚の肉を使用している場合に限りま

(2) 「手造り」、「手造り風」等の表示

「手造り」と「手造り風」については両者を区別して定義付けることは難しいので、同義語として取扱い、施行規則第3条第4号で定められている、次の全ての条件を満たしたものについてのみ表示することができることとされています。

ア 良質の原料肉を使用し、長期間熟成したもの

これは、発色剤を使用したものでは、ハムは7日間以上塩せきしたもの、ベーコンは5日間以上、ソーセージは3日間以上塩せきしたものとなります。

イ 自動化された機械もしくは装置を用いないもの

この場合の「自動化」とは、動力を用いたものとの意味ですから、電動の機械類は使用できないことになり、チョッパー、カッター、スタッファ等は手動又は足踏みのものに限られることとなりますし、また自動のスモークハウスも使用できないので、直火式のスモークハウスを使用することになります。なお、外側を二次的に包装する包装機械も自動化されたものはだめかと思われるかもしれませんが、包装機械は製品を直接生産する機械ではないので、この中に含めません。

ウ 結着材料を含まないもの

でん粉、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、血液たん白等一般に結着材

料とみられるものは使用できません。

エ 調味料、結着補強剤、発色剤、酸化防止剤及び香辛料抽出物以外の食品添加物を含まないもの

(3)ソーセージの肉片粒子の大きさを表す表示

「あらびき」、「ほそびき」については、「あらびき」は荒挽きらしく、「ほそびき」はほそびきらしく作るように施行規則第3条第4号で規定されています。

すなわち、「あらびき」については、肉挽機のプレート目5mm以上で1回挽いた肉又はこれと同程度のものを原料肉としたものに表示することができます。この挽肉を用いてカッターで調味料、香辛料を細切しながら混合することがありますが、細切は荒挽きらしさが残る程度に留めて下さい。

また「ほそびき」については、肉片粒子が残っていないものに表示できます。

(4)栄養成分又は熱量に関する表示

例えば「低カロリー」、「カロリーひかえめ」、「減塩」、「カルシウム強化」などと表示する場合、健康増進法に基づく栄養表示基準に表示のルールが定められていますので、これに従うこととされています。

(5)無添加、不使用の表示

基本的には、無添加表示や不使用表示は禁止されていますが、施行規則第3条第7号に定めるような特殊な場合は認められています。

例えば、卵アレルギー体質の人に提供する製品に「卵、卵製品は含まれておりません」などと表示することは認められています。

また、ある種の添加物を使用していないために、製品の品質や安全性について重大な誤解を受ける恐れがある場合、その消費者の誤解を避けるために説明文を書くことは認められますが、単に売らんがための表示は認められません。

(6)特定の製法又は風味を表す表示

それぞれ特徴を説明文等により表示しなければならないこととされています。例えば、ドイツ製法、ドイツ式、ヨーロッパの味等がこれに該当し、「ドイツ製法」と言う場合は、何がドイツ製法なのかその特徴を説明する必要があります。

8. 不当表示の禁止（規約第5条、施行規則第4条関係）

不当表示の禁止に関しては、他の公正競争規約でも一般に禁止している事項を取り入れて規定されていますが、特に次のような表示は禁止されています。

- ・規約第2条第1項に定めるハム・ソーセージ類の定義に合致しない製品にそれらと誤認されるおそれのある表示
- ・規約第4条第2号に定める手造り、手造り風の基準に合致しないものにそれ

と誤認されるおそれがある表示

- ・客観的根拠に基づかないで他の製品より品質が特に優良であると誤認される恐れのある表示

客観的根拠に基づかないのに「特選」、「熟成」、「最高級」の表示をする場合が該当します。「特選」については農林水産省から特別表示基準として示されている基準に合致しないものには、「特選」の表示は出来ないこととなります。「熟成」については特定JASで熟成の規格が定められていますので、その基準に合致しないものには「熟成」の表示は出来ないこととなります。また「最高級品」については現在客観的基準となるものがないし作られる予定もないので、表示することができません。

もう1つは「純粋」、「天然」等の表示で、

- 家畜の腸を使用した場合の「天然ケーシング」、「天然腸」
- 自然環境で熟成した場合の「天然熟成」、「自然熟成」
- 純粋種を用いた場合の「純粋○○」

以外の表示は禁止されています。

また、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造することの厚生労働大臣の承認について、承認を受けていない製品より安全性が優れていると誤認されるおそれのある表示、NASA（米国航空宇宙局）による宇宙食の衛生管理の方法と同等の方法が採られていると誤認されるおそれのある表示は禁止されています。

- ・次はハム・ソーセージ類又はその原材料について種類、産地を誤認させるおそれのある表示です。

ア 「原料肉豚肉」と表示する場合は表示した豚肉以外の原料肉は含まないこととされています。これが前述の「オールポーク」と異なる点は、結着材料（でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白）、乳化安定剤（カゼインナトリウム、酸カゼイン）を含むことが認められている点です。この例には「ポークソーセージ」のような場合も含まれます。また「○○肉と○○肉」、例えば「ポークアンドビーフ」と表示する場合には、表示する2種類以外の原料肉は含まないこととなります。

イ 「黒豚使用」と表示する場合は、原料肉としてバークシャー純粋種の豚肉が使用されていなければなりません。

ウ 客観的根拠に基づかない「特産」、「名産」の用語が禁止されています。この客観的根拠とは、地域名産品やふるさと食品など、地方自治体などが作った基準が該当します。

- ・また賞でないものに賞であるかのように誤認される表示、ある特定の商品に

ついて受けた賞であるにもかかわらず他の商品についても賞を受けたかのような誤認を与えるおそれのある表示は禁止されています。

・客観的事実に基づく根拠なしに健康、美容に効果のあるかのように誤認されるおそれのある表示も禁止されています。この場合の客観的事実に基づく根拠とは、基本的には健康食品、特定保健用食品などとして認可されたものと考えて下さい。

9. 公正マーク(施行規則第5条関係)

公正マークについては、別に定める「公正マーク使用に関する細則」に従い、ハム・ソーセージ類公正取引協議会の承認を受けたものに表示することが出来ます。

10. 公正取引協議会の事業（規約第6条から第10条関係）

第6条から第10条までは公正取引協議会に関する規定ですが、この規約の管理運用に当たる団体は「ハム・ソーセージ類公正取引協議会」です。

公正取引協議会に関する事項は、他の公正競争規約で規定しているのと同様の内容になっています。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

11. 施行規則等の制定（規約第11条、施行規則第6条関係）

規約の実施及び運営に関する事項について、消費者庁及び公正取引委員会の承認を受けて施行規則を定めることができるとされており、この規定に基づき施行規則が定められています。

また規約及び施行規則を実施するため、事前に表皮社長及び公正取引委員会に届け出ることで細則又は運用基準を定めることができるとされており、現在

この規定に基づき「公正マーク使用に関する細則」、「手造り」、「手造り風」等の表示に関する要領」、「食肉製品の総合衛生管理製造過程の承認を受けた製品に係る表示のガイドライン」、「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約施行規則第4条(不当表示の禁止)第2号イに関する運用基準」が定められています。

12. 施行期日（附則関係）

この規約及び施行規則は、1992年(平成4年)9月11日から施行されていますが、現行のものは2011(平成23)年2月10日から施行されています。